

令和6年名張市議会定例会

令和6年9月定例議会提出議案（1）

名 張 市

9	名張市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	4
10	名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
11	名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	9
12	名張市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	29
13	財産の無償譲渡について	31
14	三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	33
15	令和6年度名張市一般会計補正予算（第3号）について	35
16	令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	36
17	令和6年度名張市東山墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）について	37
18	令和6年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	38
19	令和6年度名張市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	39
20	令和6年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	40
21	令和6年度名張市病院事業会計補正予算（第1号）について	41
22	令和5年度名張市一般会計歳入歳出決算の認定について	42
23	令和5年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	43
24	令和5年度名張市東山墓園造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	44
25	令和5年度名張市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	45
26	令和5年度名張市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	46
27	令和5年度名張市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	47
28	令和5年度名張市国津財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	48

29	令和5年度名張市病院事業会計決算の認定について	49
30	令和5年度名張市水道事業会計決算の認定について	50
31	令和5年度名張市下水道事業会計決算の認定について	51

議案第 9 号

名張市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

名張市監査委員条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市監査委員条例等の一部を改正する条例

(名張市監査委員条例の一部改正)

第1条 名張市監査委員条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項及び法第243条の2の8第<u>3項</u>の規定による監査の請求があったとき、又は法第199条第6項及び第7項の規定により市長から監査の要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項及び法第243条の2の2第<u>3項</u>の規定による監査の請求があったとき、又は法第199条第6項及び第7項の規定により市長から監査の要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p>

(名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 名張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第<u>8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第<u>8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200万円以上である場合とする。</p>

(名張市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 名張市病院事業の設置等に関する条例（平成5年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改

正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定を引用している本条例の規定を整理するため、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
執行機 関	事務	特定個人情 報	執行機 関	事務	特定個人情 報
略	略	略	略	略	略
4 市 長	生活に困窮する 外国人に対して 行う生活保護法 の取扱いに準じ た保護の決定及 び実施、就労自 立給付金の支 給、保護に要す る費用の返還又 は徴収金の徴収 に関する事務 （以下「生活困 窮外国人の保護 関係事務」とい う。）	略	4 市 長	生活に困窮する 外国人に対して 行う生活保護法 の取扱いに準じ た保護の決定及 び実施、就労自 立給付金の支 給、保護に要す る費用の返還又 は徴収金の徴収 に関する事務 （以下「生活困 窮外国人の保護 関係事務」とい う。）	略
		児童手当法 （昭和46年 法律第73 号）による 児童手当の 支給に關す る情報であ って規則で 定めるもの			児童手当法 （昭和46年 法律第73 号）による 児童手当又 は <u>特例給付</u> <u>（同法附則</u> <u>第2条第1</u> <u>項に規定す</u> <u>る給付をい</u> <u>う。）</u> の支 給に關する 情報であっ て規則で定 めるもの
		略			略

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 11 号

名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

建築基準法の一部改正に伴い、同法の引用条文に生じた項ずれを整理するほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市手数料徴収条例の一部を改正する条例

名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第3（第2条関係）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係				別表第3（第2条関係）建築基準法（昭和25年法律第201号）関係			
号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
略	略	略	略	略	略	略	略
2	法第7条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第20項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	完了検査申請又は完了通知手数料	別表第5に定める金額	2	法第7条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第16項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	完了検査申請又は完了通知手数料	別表第5に定める金額
3	法第7条	中間検査	別表第6	3	法第7条	中間検査	別表第6

の3第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第28項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	申請又は特定工程工事終了通知手数料	に定める金額
略	略	略

の3第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第19項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	申請又は特定工程工事終了通知手数料	に定める金額
略	略	略

別表第19（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以</u>	建築物エネルギー消費性能	別表第20に定める金額

別表第19（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係

号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下</u>	建築物エネルギー消費性能	別表第20に定める金額

	下この表 において 「法」とい う。)第12 条第1項 又は第13 条第2項 の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定 に係る審 査	適合 性判 定手 数料	
略	略	略	略

別表第20 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に
関する法律に基づく建築物エネルギー消費
性能適合性判定手数料

建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定を 行う 建築 物の 床面 積の 区分	1件当たりの手数料の金額			
	建築物	その他の場合		
		建築 物の 非住 宅部 分の 用途 が工 場等 (工 場そ の他 市長 が別	建築 物の非住 宅部分の用途 が工場等以外 である場合	判定 に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能確
	エネルギー消費性能向上計画に <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34			

	この表に おいて 「法」とい う。)第12 条第1項 又は第13 条第2項 の規定に 基づく建 築物エネ ルギー消 費性能適 合性判定 に係る審 査	適合 性判 定手 数料	
略	略	略	略

別表第20 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関
する法律に基づく建築物エネルギー消費性
能適合性判定手数料

建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定を 行う 建築 物の 床面 積の 区分	1件当たりの手数料の金額			
	建築物	その他の場合		
		建築 物の 非住 宅部 分の 用途 が工 場等 (工 場そ の他 市長 が別	建築 物の非住 宅部分の用途 が工場等以外 である場合	判定 に係 る建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能確
	エネルギー消費性能向上計画に <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条			

<p>条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである</p>	<p>に定める用途をいう。以下この表において同じ。)である場合</p>	<p>保計画が、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方</p>			<p>第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場</p>	<p>に定める用途をいう。以下この表において同じ。)である場合</p>	<p>保計画が、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法</p>		
--	-------------------------------------	---	--	--	--	-------------------------------------	---	--	--

	る場合		法により評価されたものである場合	
略	略	略	略	略

備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア～ウ 略

2 略

別表第21（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

建築物エネルギー	1件当たりの手数料の金額		
	建築物	その他の場合	
		エネルギー消費物の	建築物の非住宅部分の用途

	合		により評価されたものである場合	
略	略	略	略	略

備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア～ウ 略

2 略

別表第21（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

建築物エネルギー	1件当たりの手数料の金額		
	建築物	その他の場合	
		エネルギー消費物の	建築物の非住宅部分の用途

消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネ	非住宅部分の用途が工場等（工場その他の市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	が工場等以外である場合		消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建	非住宅部分の用途が工場等（工場その他の市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	が工場等以外である場合	
			判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定めら	左記以外の評価方法により評価されたものである場合				判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められ	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

ルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	れた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合			
略	略	略	略	略

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を

一消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	た簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合			
略	略	略	略	略

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有

有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア～ウ 略

2 略

別表第22（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更^アに該当する旨の証明書交付申請手数料

建築物 エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額	
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合
	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

ア～ウ 略

2 略

別表第22（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更^アに該当する旨の証明書交付申請手数料

建築物 エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額	
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合
	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定め	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
略	略	略	略

備考 略

別表第23（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

1 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、	その他の場合	
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		られた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
略	略	略	略

備考 略

別表第23（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

1 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、	その他の場合	
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法によりが、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評

	技術的審査を受けたものである場合	評価されたものである場合	
略	略	略	略

備考 略

2 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法	その他の場合	
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号の規定により定め	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	術的審査を受けたものである場合	価されたものである場合	
略	略	略	略

備考 略

2 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	その他の場合	
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項第1号の規定により定めら	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

律第 35条 第1 項各 号に 掲げ る基 準又 はこ れと 同等 の基 準に 適合 する もの とし て市 長が 別に 定め る方 法に より 技術 的審 査を 受け たも ので ある 場合	られた 簡易な 評価方 法であ って市 長が別 に定め る方法 により 評価さ れたも のであ る場合		
略	略	略	略

3 複合建築物の場合
略

第35 条第 1項 各号 に掲 げる 基準 又は これ と同 等の 基準 に適 合す るも の とし て市 長が 別に 定め る方 法に より 技術 的審 査を 受け たも ので ある 場合	れた簡 易な評 価方法 であっ て市長 が別に 定める 方法に より評 価され たもの である 場合		
略	略	略	略

3 複合建築物の場合
略

別表第24（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

1 住宅の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第1項各号に	その他の場合
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第1項各号に

別表第24（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

1 住宅の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第1項各号に掲	その他の場合
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第35条第1項各号に掲

	掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
略	略	略	略

2 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物	その他の場合	
		申請に係る建築物エ	左記以外の評価方法

	掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
略	略	略	略

2 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物	その他の場合	
		申請に係る建築物エ	左記以外の評価方法

<p>エネルギー消費性能向上計画が、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとし</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画が、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合</p>	<p>により評価されたものである場合</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画が、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画が、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合</p>	<p>により評価されたものである場合</p>
--	---	------------------------	--	--	------------------------

	て市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合		
略	略	略	略

3 複合建築物の場合
略

別表第25（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

1 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費	その他の場合	
		申請に係る建築物の共用部分以外部分が、建築物のエネルギー	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合		
略	略	略	略

3 複合建築物の場合
略

別表第25（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料

1 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費	その他の場合	
		申請に係る建築物の共用部分以外部分が、建築物のエネルギー	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けた

ギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合

性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたも

ギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合

	ものである場合		
略	略	略	略

備考 略

2 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額		
	申請	その他の場合	
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれ	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	のである場合		
略	略	略	略

備考 略

2 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額		
	申請	その他の場合	
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれ	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法に	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		と同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	により評価されたものである場合				同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	より評価されたものである場合		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
3 複合建築物の場合 略					3 複合建築物の場合 略					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号の政令で定める日から施行する。

議案第 12 号

名張市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

名張市国民健康保険条例（昭和36年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者証を廃止するため、関係規定を整理するほか、所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

名張市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名張市国民健康保険条例（昭和36年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保健事業)</p> <p>第7条 名張市は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外であって、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第12条 名張市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(保健事業)</p> <p>第7条 名張市は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外であって、被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第12条 名張市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは<u>第4項</u>の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡する。

1. 対象物件

・土地

所 在	地 目	地積 (公簿)
名張市百合が丘西6番町36番地	宅地	10,317.28㎡

・建物 (竣工年月:昭和63年11月)

構 造	床面積
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺4階建	1階 581.43㎡
	2階 1,732.90㎡
	3階 617.99㎡
	4階 637.76㎡

※上記の土地・建物のほか、門、塀、テニスコート、舗装等の本件土地に存在する一切の構築物を含む。

2. 譲渡の相手方

大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

学校法人近畿大学

理事長 世耕 弘成

3. 無償譲渡の趣旨

通学困難な生徒の安定的な住居確保とともに、人口減少下における高等教育機関の本市への定着に向けた環境整備を図るため、相手方に所有権を移転するものである。

4. 譲渡の条件

相手方は譲渡物件を直接管理運営し、指定期日(令和13年3月31日)まで、現に供されている教育寮の用に供するものとする。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

財産の無償譲渡をするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議決を求めようとする。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 14 号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求める。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、被保険者証等の用語を整理するため、本規約の一部を変更しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年三重県指令政策第17—868号）の一部を次のように変更する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）
項 目	項 目
略	略
<u>資格確認書等の引渡し</u>	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し
<u>資格確認書等の返還の受付</u>	<u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の 受付
略	略

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 15 号

令和6年度名張市一般会計補正予算（第3号）について

令和6年度名張市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 16 号

令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 17 号

令和6年度名張市東山墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度名張市東山墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 18 号

令和6年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度名張市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 19 号

令和6年度名張市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度名張市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 20 号

令和6年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和6年度名張市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 21 号

令和6年度名張市病院事業会計補正予算（第1号）について

令和6年度名張市病院事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 22 号

令和5年度名張市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度名張市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 23 号

令和5年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度名張市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 24 号

令和5年度名張市東山墓園造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度名張市東山墓園造成事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 25 号

令和5年度名張市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度名張市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 26 号

令和5年度名張市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度名張市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 27 号

令和5年度名張市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度名張市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 28 号

令和5年度名張市国津財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度名張市国津財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 29 号

令和5年度名張市病院事業会計決算の認定について

令和5年度名張市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 30 号

令和5年度名張市水道事業会計決算の認定について

令和5年度名張市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之

議案第 31 号

令和5年度名張市下水道事業会計決算の認定について

令和5年度名張市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年 9月 3日提出

名張市長 北川 裕之